

# 鳴門市不妊治療費 助成事業のお知らせ



## ● 不妊治療費助成事業について

不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を、「徳島県こうのとり応援事業」に上乗せして助成します。

## ● 対象者

次の要件を全て満たしている方が対象となります。

### ① 徳島県こうのとり応援事業の承認決定を受けていること

（特定不妊治療の費用が県事業の助成額を上回っている場合のみ）

※ 「徳島県こうのとり応援事業」の対象者の要件は次の通りです

- (1) 治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること
- (2) 申請日現在、夫又は妻のどちらかが徳島県内に居住していること
- (3) 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたこと
- (4) 徳島県又は各都道府県・指定都市・中核市が指定した指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと
- (5) 夫婦の前年（申請日が1月から5月までの場合は前々年）の合計所得額（控除後）が730万円未満であること

### ② 夫婦の一方が申請日より以前に1年以上鳴門市に住民票を有すること

※ 諸事情により夫婦の一方の住民票が無い場合でも、他の市区町村から特定不妊治療費の助成を受けていない場合は対象とします

### ③ 夫婦ともに鳴門市の市税等（市税・保険料・保育料を対象）の滞納がないこと



## ● 助成額・対象年齢・通算助成回数

①助成額：特定不妊治療に要した費用から県の助成金を控除した額

②上限額：治療の種類により次の通り

	治療の種類	県事業における治療ステージ	上限額
(1)	体外受精及び顕微授精(初回) ※徳島県の助成初回を、初回とみなす	A、B、D、E	10万円
(2)	体外受精及び顕微授精(2回目以降)	A、B、D、E	5万円
(3)	以前凍結した胚の移植、 採卵したが卵が得られず中止	C、F	2万5千円
(4)	男性不妊治療	A、B、D、E、F	5万円

※治療の種類(及び対象範囲等)は徳島県こうのとりのり応援事業に準ずる

③対象年齢・通算助成回数：徳島県こうのとりのり応援事業に準ずる

対象年齢	通算助成回数
妻の年齢が 43歳未満	通算1回目の助成を受けた治療開始日時点で妻の年齢が 40歳未満の方→通算6回まで   40歳以上43歳未満の方→通算3回まで

● **申請期限** 治療の終了した日の属する年度内(3月31日)まで

- 県事業の決定通知書や医療機関の受診証明書の交付が間に合わなかった場合には、特例として翌年度の4月30日(土・日・祝を除く)まで申請可能とします。その場合は、必ず、事前にご相談ください。
- 年度末は、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。

● **申請方法** 次の書類等を、鳴門市健康増進課へお持ち下さい。

- ①鳴門市不妊治療費助成事業申請書
- ②徳島県こうのとりのり応援事業承認決定通知書
- ③徳島県こうのとりのり応援事業受診証明書
- ④特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ⑤戸籍謄本(抄本) ※初回申請時のみ
- ⑥夫及び妻それぞれの所得・課税証明書  
※ただし、徳島県こうのとりのり応援事業申請時に  
個人番号(マイナンバー)を提示した方は不要です
- ⑦助成金請求書
- ⑧印かん(シャチハタ以外)
- ⑨銀行などの口座番号がわかるもの(申請者本人名義の口座)

※書類③～⑥については県への申請時に添付した書類の写しで構いません

※書類①・⑦は鳴門市公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、健康増進課の窓口でご記入ください

健康福祉交流センター(鳴門ふれあい健康館)地図



お問い合わせ先

鳴門市 健康福祉部 健康増進課 〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜24-2(鳴門市健康福祉交流センター1F)  
電話:088-684-1049 FAX:088-684-1114 E-mail:kenko@city.naruto.i-tokushima.jp